

大阪府マンション施策懇話会について

懇話会の名称及び目的

名称：大阪府マンション施策懇話会

マンション施策について、これまでの大坂府の取組の進捗状況や、令和7年5月30日に公布された「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」を踏まえ、地方公共団体の権限強化への対応や、マンション管理適正化支援法人制度等の新制度の施行に係る制度の運用方針、大阪府のマンションの管理適正化及び再生円滑化等を図るための施策について、専門的見地等からの意見交換等を行うことを目的とする。

懇話会の全体像

【第1回懇話会での意見交換等】（令和7年11月26日）

○大阪府の分譲マンションの現状

- ・現計画の概要
- ・これまでの取り組み状況
- ・マンション関連法改正について 等

○管理適正化に向けた取組みについて

- ・支援対象マンション
- ・支援手法について
- ・新たな制度への対応 等

【第2回懇話会での意見交換等】（令和8年2月頃予定）

○管理適正化に向けた取組みについて（その2）

- ・第1回で議論できなかった事項 等

○再生円滑化に向けた取組みについて

- ・支援対象マンション
- ・支援手法について
- ・新たな制度への対応 等

【第3回懇話会での意見交換等】（令和8年5月頃予定）

○大阪府の分譲マンション施策について

- ・目標の達成状況の評価指標の考え方
- ・管理計画認定基準の見直し
- ・社会情勢等を踏まえた取組み 等

※上記のほか、必要に応じて懇話会を開催します。

※上記スケジュールは 国の方針やガイドライン等の公表時期によって前後する可能性があります。